

第3回能力開発基本調査における 民間委託の評価・改善等に関する検討会	資料1
令和7（2025）年5月30日	

能力開発基本調査における民間委託の評価・改善等に関する検討会 開催要綱

1 目的

当検討会は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」及び「公共サービス改革基本方針」（平成28（2016）年6月28日閣議決定）に基づき、市場化テストの対象となっている人材開発統括官が所管する能力開発基本調査について、統計調査の品質確保・向上のため、当該調査の入札・契約の状況や事業実施の検証、評価を行うに当たり、専門的見地からの意見・助言を得ることを目的とする。

2 検討事項

検討会は、主として以下に掲げる事項について検討を行う。

- （1）民間委託調査の品質確保・向上に関すること
- （2）入札・契約の状況や業務実施状況等に係る検証及び評価に関すること
- （3）能力開発基本調査に係る実施要綱策定に当たっての考え方、要件等の検討等

3 構成員

構成員は別紙のとおりとする。

なお、構成員の任期は3年以内とする。また、構成員は再任されることができる。

4 運営等

- （1）検討会は、人材開発統括官が別紙の有識者の参集を求めて開催する。
- （2）検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。
- （3）検討会には座長代理を置くことができる。
- （4）座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検討会への出席を求め意見を聴くことができる。
- （5）検討会は原則として公開する。ただし、入札の予定価格又はそれを類推させる内容等を含む事項を検討するとき、その他座長が正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- （6）検討会の資料は、原則として公表する。ただし、入札の予定価格又はそれを類推させる事項等を含む内容を検討する場合、その他座長が正当な理由があると認めるときには、資料を非公表とすることができる。
- （7）検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公表する。
- （8）検討会の庶務は、人材開発統括官付参事官（人材開発政策担当）付政策企画室において行う。
- （9）前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は座長が定める。

能力開発基本調査における民間委託の評価・改善等に関する検討会
構 成 員

(50 音順・敬称略)

氏名	役職
い で けんじろう 井 出 健治郎	兵庫県立大学大学院教授
ひろ まつ たけし 廣 松 毅	東京大学名誉教授
ほり ゆ き え 堀 有 喜 衣	労働政策研究・研修機構 総括研究員